

大阪市の公園における四阿の設置基準

1. 目的

公園の四阿（シェルター）は、柱と屋根で構成された日陰及び雨除けなどを目的に設置される簡素な建屋の休養施設である。

四阿は、柱と屋根の材質が、木製やタイル張り・石張りなどさまざまなものがあり、劣化による部材の腐食やひび割れにより、雨もりによる機能不全や部材交換に多額な費用を要するなどの課題がある。

そこで、このような課題とともに現在の社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、公園管理者として、施設の必要性や適性規模を十分に勘案し、魅力ある公園を効率的・効果的に整備していくため、四阿の設置基準を定めるものである。

2. 適用の範囲

本基準は市が所管する公園に、公園管理者が四阿を設置する場合に適用する。

3. 用語の定義

四阿とは、都市公園法第2条第2項第3号に掲げる休憩所のうち、簡素な建屋の休養施設のことをいう。

4. 設置の考え方

四阿は、遠方からの利用者が見込まれ、簡素な建屋によって雨よげができる場所が必要である公園に設置することができるものとする。

5. 設置基準

本市管理公園のうち、街区公園、近隣公園、地区公園又は緑道でない次の公園にのみ四阿を設置することができる。

桜之宮公園、靱公園、八幡屋公園、千島公園、中島公園、城北公園、南港中央公園、長居公園、鶴見緑地、中之島公園、矢倉緑地、天王寺公園、大阪城公園、難波宮跡公園、正蓮寺川公園、難波塩草敷津公園、加賀屋緑地

6. 標準的な仕様

設置する四阿の標準的な仕様は、複柱で日陰及び雨よげができる機能を有し、耐久性に優れ、強度の高い材質のもので建築基準関係法令に適合するものとする。

附 則

本基準は、令和4年2月10日から適用する。